



# 琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	幕末琉球におけるベッテルハイムの宣教と崎浜の「殉教」：コンタクトゾーンにおける自律性についての一考察
Author(s)	浜川, 仁
Citation	IJOS: International Journal of Okinawan Studies, 7: 1-18
Issue Date	2016-12-26
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/44727">http://hdl.handle.net/20.500.12000/44727</a>
Rights	

## 幕末琉球におけるベッテルハイムの宣教と崎浜の「殉教」 ——コンタクトゾーンにおける自律性についての考察——

浜 川 仁\*

### はじめに

宣教医ベッテルハイム (Bernard Jean Bettelheim) は、1846年から1854年まで琉球で布教活動を行った。崎浜にまつわる「殉教」事件は、1850 (道光 30) 年から翌年にかけて起こったが、今日ことさら問題にするひとはほとんどいない。小論では、この若い琉球人の死の経緯について、当時の琉球をめぐる幕藩体制と東アジアの情勢を念頭に、ベッテルハイム側と琉球側の「報告書」に着目しつつ論じていく。「報告書」というのは、ベッテルハイムの場合、A・P・ジェンキンス翻刻・編集の *The Journal and Official Correspondence of Bernard Jean Bettelheim* (全2巻) であり、首里王府の場合には『琉球王国評定所文書』<sup>1)</sup> の中でも、とくにベッテルハイム (伯徳令) の日々の動静をつづった一群の「啖人逗留付那覇ニ而之日記」を指している。

『評定所文書』とは、近世において「琉球王国の政務を司った最高決定機関」であるところの「評定所」<sup>2)</sup> で作成された文書のこと、幕藩体制下における「琉球王国の統治政策に関する最も基本的な重要史料」といえる [真栄平 1990: 186 頁]。評定所は、薩摩の侵入の後、幕藩制や薩摩のシステムを取り入れて形作られたが、そのプロセスで従来の摂政、三司官は「上御座」と呼ばれるようになり、「下御座」は長官クラスの平等之側、鎖之側、双紙庫理、泊地頭、物奉行の5人と、各々に次官クラスの吟味役と日帳主取の2人を加えて「表十五人」と呼ばれるメンバーで構成されることになった [島尻 1988: 6 頁]。この近世首里王府の活動記録が「評定所文書」にあたるが、「日記」、「案書」、「廻文」等の様々なタイプがあり、領域としても政治や外交のみならず、経済、宗教、文化までカバーしている [島尻 1988: 7-8 頁]。沖縄県の設置された1879年に、内務省が評定所から接收した文書は、1911件、2074冊にもものぼる膨大なものであったが、現存率は7%にすぎないという [高良 1989: 134 頁]。それでも、残された日記や案書の類から、近世の琉球が「文書主義」に根ざしたインスティテューショナル・メモリー (組織の記憶) の蓄積を通して、緊密に部署間の連絡を行う一方で、御国元の薩摩へもきめ細かに報告義務を果たしていたことがうかがえる。そもそも薩摩の支配によって、お国

\* 沖縄キリスト教学院大学教授 Professor, Okinawa Christian University

元・薩摩への説明責任が生まれ、報告文書を提出する義務が生じたとしたら、そこに「幕藩体制の中の異国」としての琉球の特徴がふんだんに表れていて当然であろう。評定所の報告書は、琉球の両義的アイデンティティを映し出す鏡なのである。

ベッテルハイムの手になるもの、評定所の作成したもの、いずれの「報告書」においても、記述の対象となる出来事や事件はもとより、その内容やスタイルは、報告の義務を負う先の人々や組織からのまなざしによって大きく規定されている。宣教師ベッテルハイムは、派遣元の琉球伝道会<sup>3)</sup>の管理運営委員会をはじめとして、機関誌の定期購読者たちや、英国政府の高官たちの存在を意識しつつ自らの膨大な日記を綴っていたし、首里王府の高官らは、御飯屋で目を光らせている薩摩の役人たちを納得させるよう情報を伝達しなくてはならなかった。だが、こうした報告活動の中でついに埋没してしまったように思える崎浜の死には、歴史的にみると確かに重大な結果をもたらすポテンシャルがあったのである。

## 1. 首里王府への嘆願書——信仰か狂気か——

この事件は、1850年11月24日（道光30年10月21日）にまでさかのぼる。宣教師にとって1週間のうちもっとも忙しい「主の日」（日曜日）であったこの日、ベッテルハイムは、家族に説教したあと関番所へ行って見張り番の者たちに聖書の話をし、家々をまわって福音を説いて歩いた。ある民家に立ち寄ったさい、儒者たちが古典を読むときの歌声のような響きが時折、聞こえてきた。正気を失ってしまったという理由で拘束され、この家に閉じ込められている男のものだという。立ち去ろうとしたその時、ベッテルハイム夫人が目いっぱい涙を浮かべて、少し待って欲しいという。朽ちかけた壁の隙間から、ひとりの男が、誰も傷つけていないのに、イエス様のことをしばしば口にしているというだけの理由で自分はここに閉じ込められている、と訴えていたのだ。それが、まだ20代始めの崎浜であった。ベッテルハイムは「深い憐みと憤りを禁じ得なかった」<sup>4)</sup>。

この崎浜という若者は、番小屋（関番所）に出入りしていた男たちのひとりであった。さっそく、ベッテルハイムは、崎浜を欧米の艦船でこの野蛮な王国からこっそり脱出させてあげるために夫人と一計を案じ始めた。崎浜のケースは「その救出に手を尽くすようキリスト教徒を奮起さずにはいないだろう」<sup>5)</sup>。だが、ことが公になるとしたら崎浜のような身分の低い人間は何をされるか知れたものではないから、いつものように王府へ訴状を送りつけるなど「いちばんやっばいけないこと」(the worst I can do) だと考えた [ジェンキンス 2005: 416 頁]。

だが、状況は1ヶ月足らずで変わってしまった。翌年の1月26日（道光30年12月25日）に崎浜の家を訪ねたベッテルハイムは、彼が山原に転居させられたことを知らされたのである [ジェンキンス 2005: 452 頁]。もはや、愛弟子が闇へ葬り去られるのは時間の問題であり、一刻の猶予もならないと感じたベッテルハイムは、翌27日に一通の嘆願書を王府高官宛に送っている。崎浜についての言及はベッテルハイムの書簡には数多く

あるが、30点あったはずの英人ベッテルハイム（伯徳令）についての王府側の記録については、現在9点しか確認されておらず、その中に崎浜について琉球側のきちんとした記述らしきものは見当たらない<sup>6)</sup>。ちょうどこの時期の文献が欠落しており、現存しているのはベッテルハイムから受領したとされるこの書簡だけである〔第6巻 1990: 133頁〕<sup>7)</sup>。

「本文御国元江御届ニ不及。」

恭しく敬するものは、

仁憲ふたりの高位

総理大臣

布政大夫舎下に臨は、甚た神心を提ることを蒙而懇に求らくハ、

総理大臣恵ミを給て下の請ふことを顧ミ聞よ。那覇郷内に一人之士人罷在、名者崎浜与申者数月以来心深く上主耶蘇万美之道を感動、害苦を受棍とにうたれ、挙しにうられ桎梏を以脚を繋かれ飲食足らず、烟草都而これを給ひ吸ふことなく、一身瘦弱にして起動すること能ハざるニ至るといへとも、耶蘇の名に仍て忝ク欣喜を受ることを得るに堪へる。教師並ニ門徒忍ひしので声を出さず。本年七月十一日・十月廿一日・十一月廿六日われ門徒を見て上主耶蘇に拝祷し心徳を建て救を望む。たゞ昨日われ再び相見て苦を受道を同ふするの人を寛慰せんと要す。時二人ありて愛徒ハ病ひによつて山原に移り去与申成候。夫故本分

総理大臣命を降して我か即日再び門徒を見ることを被許度懇ニ相求候。これ父親之心を留て愛子をミへ慰めんと要することハ、牧人の羊を得るかことく同前ニ候。

万に望らくハ被見捨間敷、恭しく敬て寸書を呈上いたし候。並に

近新之万福を候ふ。宣照せよ。一ならず。

道光三拾年十二月廿六日那覇に居るの英臣伯徳令親筆す。

那覇に、崎浜というキリスト教信者がいるが、近頃、病気だといって山原に移り住んだという。総理大臣さまの命令でもう一度面会できるよう取り計らって欲しい。父親が子供を慰め、羊飼いが羊を保護したいとおもうのと同じ気持ちだ、云々と書いてある。

まず冒頭の「本文御国元江御届ニ不及」というところに注目しよう。これは、あとで整理・編纂にあたった評定所筆者が、本文書がどのように処理されたのか記録するため、朱書きで加えた部分である。周知のように評定所文書の異国人関連記述は、「右付御仮屋方江者、大和横目を以御届申上させ候」で結ばれているのが普通であるところ、ここでは「薩摩藩へは提出しなかった」と断り書きが入れられているわけだ。この箇所について、田名は解題の中で「琉球にキリスト教の信者のいることを薩藩に報告するわけにはいかなかったのは当然であろう」としている〔第6巻 1990: 52頁〕。

ベッテルハイムが直接目撃したのは、自宅で脚を木枠にはめられ、身体を拘束された崎浜の姿である。ベッテルハイムが『ウェスリー派メソジストマガジン』へ送っ

た寄稿を読んでもみると、崎浜には足かせがついていて、ヒモで地面の上の重たい梁と結ばれていたとある [Bettelheim 557 頁]。また、通事たちの証言によれば、崎浜は「気が狂ったと公に見なされた」ため「手足を締めつけられた」(his hand and feet had been squeezed) ことになっているが、これは足枷をかけられた状態のことで、牧志恩河事件のときのようなさらに残酷な身体刑を指しているわけではないだろう。ベッテルハイムは、崎浜が「拷問された」(tortured) としているが [ジェンキンス 2005: 485 頁]、不可解なのは、崎浜が死んでからも、ベッテルハイムがこの頃毎週日曜に盛んに行っていた関番所での聖書の勉強会が直ちに禁止されていないということである。勉強会が行われなくなるのは、それからだいぶ後になってからのことである<sup>8)</sup>。

真相はどうあれ、王府はやはり危機的状況に立たされていたはずだ。崎浜の精神状態がどうであったかにかかわらず、「イエス様は真実だ！」(Jesus is true!) [ジェンキンス 2005: 429 頁] と声高に放言する男については、幕藩体制の下、しかるべき措置を迫られていたはずだからだ。崎浜の死の知らせを受けて、ベッテルハイムは、これが「神の摂理の下、日本を開国させるための強力な手段として働くだろう<sup>9)</sup>」といている。崎浜の死をきっかけに——ベッテルハイムにとっては「殉教」であるが——英国政府が琉球の圧政に介入し、これによって地上で最後の悪の砦・日本が開国へと導かれ、ついには神の王国が地上に樹立されるというのが、彼の思い描く壮大な人類史におけるグランドデザインだったからだ。

## 2. 琉球伝道会への報告書——宣教師のリベンジ——

つぎに、「報告書」の歴史的意義の観点から「牧人の羊を得るかことく同前二候」というくだりにも注目しよう。もちろん、琉球には羊はいないから、羊飼いが羊の行方を案ずると言われても、王府高官たちにとって分かりやすい比喩とは到底いえない。何のために「羊飼」云々と言っているのだろうか。実は、この手紙の読者は首里王府の高官たちだけではなかった。ベッテルハイムは、王府との中国語による公式書簡のやりとりの英語版の控えを、ほとんど一部始終自身の日記・報告書に掲載していた。彼の書くものは日記や首里王府宛の書簡も含め、そのほぼすべてが琉球伝道会機関誌の一般読者たち、ひいては英国政府の要人たちの目に触れる可能性があったのだ。ベッテルハイムは、この可能性を通して自身の宣教活動をより有利に展開できると考えていた。

周知のとおり、琉球伝道会の創始者である H・J・クリフォードは、1816 (嘉慶 21) 年にバジル・ホールが琉球を訪問したさい、ホールが艦長をつとめるライラ号にたまたま乗船しており、琉球人たちの礼儀をつくしたもてなしぶりに感激し、その後、キリスト教に目覚めたさい、「いただいた親切に応えるため」(to return kindness received)<sup>10)</sup> 琉球に宣教師を派遣することを思い立った。当初、クリフォードは既存の伝道会に呼びかけてみようと考え、1830年の始めあたりから、ロンドン・ミッシヨナリ・ソサエティ (London Missionary Society) やチャーチ・ミッシヨナリ・ソサエティ (Church Missionary Society)<sup>11)</sup>

に何度か提案をおこなっているが、それがことごとく却下されてしまった。極東アジアに宣教師を送り込んだことがないことや、治安状況が不安定であること、あるいは資金繰りに困っていることなどがその理由であった。

それでも、琉球伝道の夢をあきらめきれなかったクリフォードは、1843年の2月に、人々に呼びかけ資金を募りはじめる。こうして彼の飽くなき努力が実り、琉球伝道会が設立された。英国海軍中佐 (commander) のマンチェスター公爵が活動後援人となり、賛同人に大将 (admiral) が複数いたほか、2人の大尉と6人の中佐と艦長がひとりという、そうそうたるメンバーの組織となった。1849年2月までには、伝道会報告書の定期購読者の数は207人に上っていたという [Fletcher 2010: 609-12 頁]。

ここまでではひとまず大成功といえるが、問題はそこからだった。ベッテルハイムによれば、クリフォードは、琉球伝道会の設立に成功したものの、管理運営においては失敗していた [ジェンキンズ 2005: 322-23 頁]。かろうじて活動報告書を出版してはいるものの、総会や公聴会などを通してしっかり意見を吸い上げたり、新聞等刊行物を通して一般の人たちの関心を高めたりする機会を完全に逃してしまっているのではないかとベッテルハイムは訴えている [ジェンキンズ 2005: 327 頁]。さらに運営委員会は、運用資金を小出しにし、たびかさなる増員派遣の要求にもまったく応じず、宣教師はおろか、中国人召使いさえも送ってよこしてもらえないありさまであった [ジェンキンズ 2005: 330-31 頁]。ベッテルハイムによると「もう5年も、管理運営委員会の話し合いが行われたことは一度もない」から、手紙のやりとりでじゅうぶんな意思決定が図れない中、「結局のところ、書記官のみに最終決定がゆだねられてしまう」状態であった [ジェンキンズ 2005: 323 頁]。このままでは活動の存続自体があやしい状況にあると、ベッテルハイムは警告している。

またベッテルハイムは、報酬をめぐるトラブルもかかえていた。ベッテルハイムの説明によると、スタートしたばかりの琉球伝道会は、他の宣教団体へ宣教師の報酬についての問い合わせをおこない、年間300ポンドという解答を得たといいうが [ジェンキンズ 2005: 342 頁]、これを受けたクリフォードら執行部は、ベッテルハイムの初年度の報酬を提案の額面より100ポンド少ない200ポンドとしたようだ。当時は、住み込みの女性家庭教師であるガヴァネスでも、多い人で年間100ポンドの報酬を手にしており、オクスフォード大学やケンブリッジ大学を卒業した青年チューターに300ポンド以上が支払われていたというから [川本 2013: 1994 頁]、夫人と子供たちをかかえていたベッテルハイムへの活動資金としては、年収200ポンドは決して潤沢とはいえないだろう。

さらに、琉球伝道のありかたの根幹にかかわる大きな問題があった。それは、ベッテルハイムが、聖職者として叙任すらされていなかったということである<sup>12)</sup>。英国国教会においては、通常、洗礼をほどこすためには、自身の教区の主教から叙任され、執事 (deacon) や司祭 (priest) になっていなくてはならない。つまり、仮に琉球でどんなにたくさん信徒を見いだしていたとしても、通常の状況の下では、ベッテルハイムにはまともに教会をつくり営むことはできなかつたのである。確かに、生まれたばかりの赤ちゃ

んが死にそうなのに、執事や司祭がまわりにはいないような緊急時には、聖職者でなくても洗礼をほどこすことはできる。ここで問題は、ベッテルハイムの足掛け8年に及んだ琉球宣教が、こうした危機的状况に該当するか否かである。崎浜の死をきっかけとして深く悩んだ彼は、結局4人の琉球人に洗礼をほどこしているが<sup>13)</sup>、このベッテルハイムの行いについて、ジェンキンは「正当ではあるが不法である」かもしれないといっている [ジェンキンズ 2011]。

地位や名誉にこだわったベッテルハイムのことなので、自身の叙任の件について始めから手をこまねいていたわけでは決してない。事実、彼は「著名な聖職者数名からの証明書と推薦状」をバックに、ロンドン主教のブロムフィールドに面会している<sup>14)</sup>。このとき下された判断は、奉仕活動を1年間行うまで叙任式を見合わせるというものであった [ジェンキンズ 2005: 339 頁]。1年間の琉球伝道が事なきをえたのち、許可状が最寄りのセイロンカインドの主教へ送達され、晴れて名誉ある執事に昇任させてもらうという手筈であった。ところが、ベッテルハイムの琉球伝道は「事なきをえる」どころか、のっけから王府ばかりか、派遣元の伝道会との間においてごたごたの絶えないものになってしまったし、彼を叙任することのできる「最寄りの」主教とやらは、東シナ海をはさんで向こう側の大陸にいたのであった。ベッテルハイムは、1854年1月(咸豊3年12月)に、米国海軍提督のペリーとともに琉球を去るが、ついに英国国教会において聖職者按手を受け、執事になることはなかった。

実は、海軍琉球伝道会の創始者であるクリフォードにとっても、ベッテルハイムが叙任された執事や司祭ではないという事実は、頭痛の種だったようである。フレッチャーによれば、「飢えの40年代」(the “hungry forties”)とよばれる不況の波がイギリス社会に押し寄せていた一方、南京条約締結直後の中国宣教への熱狂がこの頃までには沈静化しつつあったため、宣教師になりたい人の数が減少していたことが考えられるという [Fletcher 2010: 613 頁]。要するに、伝道会は執事や司祭の資格をもっていないベッテルハイムで手を打たざるをえなかったというわけだ。この資格をめぐる問題は、琉球における宣教活動の道のを困難なものにしてしまった。業を煮やしたベッテルハイムは、ついにこう言い放つことになった。「この地 [琉球] で宣教師の活動できる可能性はほとんどなく、事実、外国人が居留者として住む可能性すらまったくございません。そしてこのことは(わたくしの判断する限り)この宣教活動の運営管理にあたる人々の計画性と能力の欠如によるところが大きいと考えざるを得ないのであります」と<sup>15)</sup>。

1852年2月、英国海軍軍艦スフィンクス号(シャドウェル艦長)でやってきたメドウズ氏は、崎浜は洗礼を受けていたのかとベッテルハイムに尋ねている。ベッテルハイムも認める通り、洗礼を受けていたのといなかったのでは、「公には大きな違い」(make much official difference)であり、ことによると「琉球とのあいだの重大な問題を生じさせる」かもしれなかったからだ。正式にバプテスマを受けていたとなれば、崎浜は正真正銘の英国国教会信徒であったわけだから、そういうひとが「殉教」したとなると、然るべくアクションを起こすことが英国政府に求められていただろう<sup>16)</sup>。崎浜は洗礼を受け

ていなかったが、そうしてあげられなかった責任はもちろん琉球伝道会にある、とベッテルハイムは考えていた。

ここで、もう一度「牧人の羊を得るかことく同前二候」という表現に戻ってみよう。ベッテルハイムは、目の前にはいないイギリスの「聴衆」にむかって、琉球人の改宗者・崎浜のことを、今まさに屠られようとしている神の羊として印象付けたかったのである。この文章を読んだ人々は、ついに琉球にキリスト教信者が現れたので、状況さえ許せばそのうちに教会が生まれるかもしれないと考えたことだろう。この比喻は、活動支援者や定期購読者たちの存在を念頭においたところの、伝道会執行部への揺さぶりだったのだ。一般のクリスチャン読者たちからのシンパシーを得ることで、自分を遣わした琉球伝道会の鼻を明かしてやろうという目算があったはずだ。おそらく、ベッテルハイムは自身の宣教を、小国における地味な活動などよりもっと意義のあるものとして位置づけていた。彼の日記は、英国政府とその国民を暗黙の名宛人として想定するところのパブリック・キャンペーンの様相を呈していった。こうしてベッテルハイムは、異文化間のコンタクトゾーンにおいて、自ら危機的状況を作り出していったのであるが、彼自身の理解によれば、人類史における神の摂理からすると、まさに琉球はそうした状況におかれていなくてはならなかったのである。そしてもちろん、危機的状況の下で琉球人たちに洗礼を授けるためには、ベッテルハイムにとってもはや聖職者の資格は不要であった。

### 3. キリシタン禁令——忠誠心を計るリトマス試験紙

それにしても、ベッテルハイムはどうしてこれだけ大胆な宣教活動を、幕藩体制下の琉球で長期にわたって展開することを許されたのだろうか。その答えとして、制度としてのキリシタン禁令が孕んでいた、ある大きな矛盾が浮かび上がってくる。

キリスト教の禁令は、その始まりにおいて既に「今ここにある」危機を乗り越えるための国家安全保障上の対策というより、むしろ将軍家への忠誠心を発揮するよい機会を大名たちに提供するものであった。キリシタン禁令が、徳川家が幕府を安定的に運営していくための方策であったことは、当初から取り締まりの具体的なありかたに関し地域同士の自発性と連携が求められていたことから分かる。上原によれば、寛永12年11月1日から12月中旬（1635年12月10日から翌年1月20日過頃）にかけて実施された全国一斉のキリシタン取り締まりについてみても、「幕府はただ一斉改めを令しただけ」であり、「その実施方法等については、諸大名間で確認されていたわけではなかった」様子がかがえるという。この一斉改め前に領主や藩主のあいだで取り交わされた書状から、取り締まりの執行マニュアルについてのかかなりの部分を藩主や領主たちの自発性に依拠していたことを検証することができるという〔上原 2001: 280–81 頁〕。さらに、キリスト教の禁令が外患への対応策ではなく、むしろ始まったばかりの政権を安定させるための「内政課題」であったことは、明治のはじめの政権移行期に、江戸末期よりもずっと過酷なキリシタン弾圧が行われていたことから窺い知ることができる<sup>17)</sup>。



「八重山キリシタン事件」をみていくと、琉球においてもキリシタン禁令はすでに1620年代に発令されていて、幕藩体制形成期に厳しい監視の目がこれら南の島々に注がれ、徹底的な弾圧が行われていたことが推測できる<sup>18)</sup>。1624年に密入国したドミニコ会宣教師のユアン・デ・ロス・アンヘレス・ルエダ神父(Juan de los Angeles Rueda)は、琉球でつかまり殺害されているし、1636年(寛永13年)にマニラからやってきたドミニコ会士たち4人は、同じく琉球で捕えられたあと、送られた先の長崎で処刑されている[五野井 219頁]。ルエダ神父によりキリシタンになったという石垣永将は、薩摩の命により1635年に渡名喜島で火あぶりにされ、流刑中であった「宮良与人<sup>ゆんちゆ</sup>」についてもまた、火刑に処するよとの命令が1638年に薩摩から下ったという。石垣永将とその弟とされるこの人物も<sup>19)</sup>、ともに琉球においてキリシタン禁圧を徹底させる見せしめとしての「いけにえの羊」であったと高良は指摘し[高良 1981: 42頁]、この一連の裁きを、流刑と財産没収からなる首里王府の行った最初の裁きと、これに火刑を上乗せするという薩摩による重罰化という2段階に分けたうえで、薩摩による厳罰化の背景として「琉球におけるキリシタン禁圧体制づくりと、その実績を得ようとした政治的配慮があったと目され、事実、この事件を契機に宗門改と先島統治が強化されている」と指摘する<sup>20)</sup>。

事実、すでに1620年代に発令されていたキリシタン禁令を実行化するため、石垣永将が火刑に処せられた次の年の1636年に、薩摩は初めて首里王府においても宗門改の実施を命じている。このときの宗門改は2年後の「宮良与人」の処刑された1638年に完了したが、その後は4年から15年おきの実施を命じられるようになった<sup>21)</sup>。国王から平民、物乞いにいたるまで宗旨調査をおこない、その結果を「宗門改帳」にまとめて薩摩に送り届けたが、加えて毎年12月13日には別途「切支丹宗門改張」を、出生や死亡、戸数、元服、財産上の争いなどをあつかう「大与座」に届け出ることが義務化された。この「宗門改」のプロセスは、実質的には戸籍や労働人口を調査する「人数改」と同一で、人頭割課税システムに不可欠であった。こうしてキリシタン禁令は、キリスト教信者のいた気配がまったく感じられない近世琉球においても「国勢調査」の口実として機能していた。こうした経緯は日本本土とまったく同じである。

高良によれば、薩摩の侵入以来、琉球は「鎖国」状態にあり、薩摩との往来や進貢貿易以外では、孤立した状態におかれていた。八重山キリシタン事件は、こうした海防方針を効果的に徹底させるためのきっかけをつくったのである。1657(明暦3)年の三司官へ宛てた掟によれば、来着したり、破損したりした南蛮船については、その船具や道具は没収・保管し、南蛮人も全員薩摩へ送り届けなくてはならなかった。唐船が着岸した際においても、「キリシタン宗之道具」を載せてないか、念入りに船内検査を実施するように指示している[高良 1980: 101-05頁]。

そうであるなら、後述するような幕末期のフォルカードの滞在やベッテルハイムの威丈高な宣教に対し、徹底していたはずのキリシタン禁令はどうして発動されなかったのか。アヘン戦争においてイギリスが清朝に対し軍事的優位に立つことを見せつけられ、西洋諸国の海軍の前で押し黙ってしまったことは、確かに想像に難くない。他方、意外

なことに、支配の体裁をおもんじるあまり、徳川幕府にはもはや「危機」がよく見えなくなってしまうと考える歴史家もいる。つまり、禁令を通して正確な情報を収集することで外国からの脅威に的確に対応する能力を既に失っていた、というのである。既述の通り、キリシタン禁制の下、はじめは「キリシタン道具検査」が求められていた(1657年9月11日付の覚)。渡辺によれば、その後、「南蛮人・南蛮道具・毒薬」については、これを船に乗せていないという書付の提出で事足りるようになった(1688年3月の覚)。ところが、漂着民たちの多くが読み書きのできない漁民であったこともあり、首里王府では、あらかじめ証文のテンプレートを作成し、中国人が提出したものであるとして薩摩に届け出る慣わしになっていた可能性が高いという[渡辺 2013: 201頁]。中国人漂着民に要求された「唐人証文」においても「琉球にとって最も重要な問題は、漂着民がキリシタンではないという事実よりも、むしろ漂着民はキリシタンではないと日本に対して証明することであったはずである」と渡辺は指摘する[強調は原文による 198頁]。そうだとしたら、皮肉なことに、キリシタン禁令は、形式上、墨守されるようになったまさにその時、「国防上のリスク」であるところのキリシタンを排除するというそもそもの目的を見失ってしまったことになる。こうして禁令は完成を見ると同時に、使えなくなってしまうが、この矛盾は奉公のリトマス試験としての禁令にはじめから内在していたともいえるだろう。

#### 4. 「大禁」というアドバンテージ——フォルカード滞琉をめぐる「案書」から——

キリシタン根絶を国是とした江戸の「鎖国」政策をめぐり、近世琉球においてもっとも注目すべき事件のひとつは、なんとといっても1844年の宣教師フォルカード(Théodore Augustin Forcade)をめぐる「仏朗西人滞留一件」である[高良 1988: 375頁]。この年、デュプラン艦長(Bénigne Eugène Fornier-Duplain)が艦長を務める仏船アルクメヌ号(*Alcmène*)が来琉し、近づく「大総兵」セシル提督(Jean-Baptiste M. Cécille)の来訪の準備として、フォルカードと通事唐人の伝道師コウ(Augustin Cō)を残していったのである。幕府においては「無二念打払令」と呼ばれた1825年の文政令を見直し、1842年に天保薪水令を発令したばかりで、異国人への対応はかなり柔軟になっていたところであったが、ことが「大禁」の「切支丹宗門」伝道師の長期滞在とあっては、幕藩体制の根幹にかかわる深刻な問題である。フランスによる軍事的侵攻にも怯まない覚悟がなければ、フォルカードを薩摩へ突き出すことなどできるわけがなかった。評定所の役人たちは、全力をあげてこの宣教師の滞在を認可してもらうための前例となるものはないか、王府の公文記録を詳しく調べはじめた。

評定所では次のように主張した。曰く、確かに、寛永21(1644)年及び宝永元(1704)年の法令に見るところ「縦令南蛮船ニ而無之候共、切支丹宗門疑敷異国船於漂着者、南蛮船同然可相心得」[第1巻 1989: 405頁]であり、その趣旨に鑑みるならば、フォルカードを当局へ突き出さなくてはいけない。しかし、今回のケースはまったく別なのである。

此節之儀、跡々異国船漂着之振合相替、本国皇帝之命を請、交易向又者和好等之儀共、色々事六ヶ敷申立、且、彼国前方相替、中国江之通融繁く、中国隣近之諸国迄も交通可致由、左候得者、当地者中国往還之中途相当り、先様汐掛等茂間々有之、其上追々大総兵船可致来着段申出有之候処、自然、御条書通、南蛮人同様取扱仕候而者、彼国鬱憤挾、小国何分ニ茂難立行、至極驚入居申候。此節之儀、此方取締向嚴重申渡、右兩人丁寧致取扱、大総兵来着候ハ、応答彼是猶以入念、随分無事故様取計、一同帰帆させ度奉内願居候。〔第1巻 405-06頁〕

この案書からは、琉球の高官たちが建前と本音をうまく使い分けながら、薩摩にゆさぶりをかけていることがわかる。①今回のケースは「漂着」ではない（「鎖国」令は、西洋の軍艦の来航を想定していない）、②英国は中国にさえ進軍している（中国さえ敵わない西洋の国を相手に、薩摩は琉球を守ってくれるのか）、③琉球は西洋の貿易航路上にある（キリスト教の艦船はひっきりなしにやってくるから、その度に船内検査など行ってもきりが無い）。そして評定所では、過去に事なきを得た異国船来琉の事例を、役人たちに命じて過去の文書から挙げさせている<sup>22)</sup>。この時期のフォルカードは、さながら「大総兵」来琉を告げる歩く広告塔であったろう。日に日に緊張の高まる中、フランス東洋艦隊を率いて中国へやってきたセシル提督は、この年1844年に清仏黃埔条約を締結している。

琉球のみならず、幕藩体制そのものをゆるがした仏人宣教師の一件は、2年後の1846年にいよいよクライマックスに達した。この年の5月に仏艦サビーヌ号 (*Sabine*) のゲラン艦長 (Nicholas François Guérin) が乗員300名を率い、近づく「大総兵」の到来を予告しに那覇へやってきたかと思うと、約1ヵ月後、とうとう提督本人がクレオパートル号 (*Cléopâtre*) の乗員500名とともに来琉したのである。このとき条約締結はからくも回避されたが、このセシル提督の訪問は薩摩においても大きな衝撃を与えていた。1844年から1847年にかけて、薩摩藩家老の調所広郷、薩摩藩主島津斉興と嫡男の斉彬が、幕府老中の阿部正弘と面会し、琉球の問題について話し合っているが、評定所の意見はいっけん都合の良い言い逃れのように見えて、当面のところ薩摩にも幕府にも、琉球の役人たちの考えだした案と大きく異なるような打開策はなかった。事実、薩摩の儒学者五代秀堯は、このころ琉球側の要望を是認しつつ『琉球秘策』を著し、琉仏間における和好・通商・布教という「三箇条之難題」につき、「絶」、「和」、「戦」の選択肢を挙げ、「琉球ノ処分ハ絶ト和トノ二策ヲ主トスヘシ」、戦う道はありえないと主張していた〔黒田1983: 90頁〕。王府の考案した生き残り策が、幕府全体にとっても妥当な策でもあったし<sup>23)</sup>、さらに薩摩の方は、これを機に、「フランスとの戦争を避けることを口実に琉球を「開国」させてフランスと通商を開かせみずからもそこに仲介役として入り込むという思惑があった」〔鎌田、伊藤2016: 13頁〕。

西洋の軍艦を目の当たりにした琉球の役人たちには、近代国家とまともにぶつかってもとても勝ち目がないことはよく分かっていた。フォルカードやベッテルハイムに対しては、低姿勢で辛抱強く対応しつつ、宣教を諦めて帰国するようするよう懇願しつつけ

る以外に術はないと理解していた。そしてより大事なことは、薩摩や幕府もまた、近代国家の強大な軍事力についての冷静な判断力を持っていたということである。もしそうでなかったとしたら、薩摩は琉球の役人たちに宣教師らを強制移送するよう命じていたのであろうし、琉球人たちは自らに大難を招くと知りながら、これに従うことを余儀なくされていたであろう。こうして、形骸化してしまった禁令が近代の威力と現実に出会ったとき、日本と異国の境界に位置していた琉球は、幕末の短い期間において、ある種の地政学的な不確定性へ向かって開かれ、日本の他のほとんどの地域ではありえないことが、そこでは日常的に行われることになったのである<sup>24)</sup>。琉球の役人たちは、幕藩体制の下で切支丹宣教師の滞在を例外的に認めさせることに成功した。西洋からの脅威におびえながらの交渉であり、達成感はまったくなかったにしろ、ある意味、大幅な譲歩を薩摩から引き出すことに成功していたのだ。フォルカードの琉球滞在について、真栄平は「幕府の「鎖国」政策が及ぶ地にヨーロッパ人の居住を認めた最初の例」であり、「「鎖国」体制そのものを突き崩す一つの突破口」であったと記している〔真栄平 1996: 7頁〕。

幕府と西洋のコンタクトゾーンに立つことにより、ほんの少しではあるが、薩摩の支配力が琉球において中和される効果も生まれた。例えば、小野の指摘によれば、異国船の来琉を受けて、薩摩から派遣されてくる新納四郎右衛門らの扱いが格下の在番奉行と同じではいけないという指示に対して、王府側はやんわりと、在番奉行以上の格式を持つ者は琉球にいないことを申し述べ、逐一薩摩に問い合わせるのは煩雑であることを理由に「前例を考慮してできる限りは伺いなしで処理すること等を主張している」〔小野 1989: 527 頁〕。国元の上下関係を、無闇に琉球に持ち込まれては困るという、独自の行政単位としての矜持を感じさせる意思表示である<sup>25)</sup>。主体性の回復を仄めかすもうひとつのケースとして、「少将様」（島津斉彬）が老中の阿部正弘と会い、琉球についての取り成しをしてくれたことへの感謝の「御進覧物」を選ぶにあたって、参考となるような「例無之」、考えあぐねた末に、1833（道光 13）年の江戸立ちにおいて資金不足を用立ててもらった際の品目を参考にすることも興味深い〔第 2 巻 1989: 563 頁〕。実は、これは冊封に利用した「冠船評価品」や「冠船拝借料」を立て替えてもらった際の「御進上物」を参考にしたらどうかと迷った末の結論であって、古来の冊封の儀礼と、薩摩による支配から派生する公務を峻別したいという意志の表れであったといえるかもしれない<sup>26)</sup>。異国船の来航は、もちろん薩摩と琉球にとって「大問題」であったが、そればかりではなく「特に琉球にとっては、最大の弱点に見えながらも、それを強みとして薩摩に対峙していくことができる名分の一つとなり得たということがわかるのではないだろうか」と小野は述べている〔1989: 528 頁〕。

## まとめ

一般に英国は、琉球や日本との貿易のため政治的軍事的に介入することには消極的であったが、こうした動きがまったくなかったかという点、そういうわけではない。主席

貿易監督官デーヴィス (John Francis Davis) が 1845 年 5 月にアバーディーン卿 (George Hamilton-Gordon, 4th Earl of Aberdeen) へ書き送った「秘密計画」では、在中国艦隊が清からの賠償金の完済をうけて停泊地から退去することになるので、その機会に「威風堂々たる使節団」(a splendid and imposing mission) を日本に送り込むことが立案されていたという [Beasley 1995: 59 頁]。ところが、この年の末、コクレーン提督が艦隊の一部を海賊の拠点を抑圧するためボルネオへ投入したところ、これがなかなか帰還せず、そうこうしているうちに、アメリカのビドル提督 (James Biddle) とフランスのセシル提督が艦隊を結集させ日本との交渉へのぞむことになっているという報告が舞い込んできた。これは後で誤りであることが分かったが、この情報を入手したデーヴィスは、英国の派遣団が米仏艦隊に見劣りするようでは国家の威信にかかわると判断し、結局、この「秘密計画」はお流れになってしまったのである [Beasley 1995: 68 頁]。

とはいえ、デーヴィスの独断で計画が延期・中止になったということは、現場にいた彼にはこれを実行に移す裁量権も付与されていたことを裏書きするものであり、英国による日本開国計画は、艦隊配備の遅れとひとつの誤報により、たまたま頓挫してしまっただのである。ことほどさように、こうした琉球や日本への政治的・軍事的介入は、本国の外交政策の一環としてというより、むしろ突発的に現場で始まってしまう可能性のほうが大きかったといえる。南京条約に実効性をもたせるため、中国には艦隊が常備されるようになったが、これは 2、3 年のうちに英国政府東インド警備海域のなかでも最重要視されるようになった。遠く離れた東アジアの海で常時展開していた英国の在中国艦隊は、「現地人たち」との衝突に備えてイギリス人の利益と安全を保障していたが、同時に指令の送達に 4 カ月も要するところにたえず大量の火薬があるというのは、本国の政府と議会にとっては隔靴搔痒を覚える状況であったし、現場の司令官たちにとっても功名への誘惑にみちたものであったろう。この頃の英国政府においては、琉球はおろか、日本との貿易すら公のアジェンダとして掲げられることはほとんどなかったが、政治行動と紛争の火種はつねに存在していた [Beasley 1995: 51-54 頁]。だからこそ、いたずらに危機的状況を創り出すことによって、英国海軍を軍事介入へと誘い込むかのような宣教スタイルのベッテルハイムは、東アジア地域の監督責任者たちにとって、はじめから「頭痛の種となっていた」(proved a problem) のである [Beasley 1995: 77 頁]。崎浜の「殉教」は、まずこうした危うい歴史的な文脈で考えられなくてはならない。彼の死は、これを隠蔽しようとした首里王府にとっても、公に開示したベッテルハイムにとっても、計り知れないほどの余波を及ぼすポテンシャルを孕んでいたから、本当は報告書の紋切り型では取り繕うことのできないほどの「大事件」だったのだ。

近世の琉球については、従来、徳川幕府や薩摩の傀儡にすぎなかったという理解が支配的であった一方で、この体制の下で恭順するよう見せかけつつ、どれほど琉球側で「主体性」が発揮され、いかなる「腹背」の動きが見られたのか検証するという二項対立的アプローチが盛んに取られてきた。これに対し、紙屋は、東アジアにおける日中両属という琉球王国のスタンスに着目し、「日琉関係を中国に対して隠蔽するという政策」を、

日本と薩摩の方からは向こう側の中国がよく見えるが、中国からはこちら側が見えない「マジックミラー」という卓抜な比喩で説明した〔紙屋 1999: 21-22 頁〕。近年では、琉球を中国と日本という拮抗する勢力の「狭間」に位置付け、東アジアの国際関係の中で、日本と中国のあいだをとりもちつつ、琉球は「明との関係の改善により薩摩（さらに幕府）の要請に応じる」〔渡辺 2013: 94 頁〕という方針に基づいて国家を運営していったと指摘されたりもしている。徳川幕府の方は清の優位性を暗黙にみとめつつ琉球における実効支配の事実をオープンにしないかわりに、清の方もまたこの事実をことさら問題視しないようにつとめることで、近世の東アジアにおける国際秩序は保たれていたのである。

確かに徳川家は、貿易を官営化し、相手国を清とオランダに絞りつつ、明清交代後も長期にわたり安定的に政権を維持することに成功した。この江戸幕府の世界観においても、中華秩序のばあいと同じく、将軍の威光のおよばない外部の世界については、公の情報共有と意見交換に努めるのではなく、ある意味、無視すべきものとして日常の秩序が保たれていたから、あらゆるものごとが「内部課題」として再定義され処理されていったのだろう。国是であった外国との私的貿易の禁止やキリシタン禁令もまた内政問題化し、幕府は「口」をコントロールすることに力を注ぎ、外部の勢力と直接対応するのではなく、外部との接触にさらされる周縁の人たちの方を徹底した監視の下に置くことにしたのだ。異邦人に感化された結果、コンタクトゾーンにおける「<sup>じんぎ</sup>人気」が変化してしまう恐れがあるから、というのがその理由である<sup>27)</sup>。こうして、中央からの厳しい監視の下、異人や南蛮人と接触しなくてはならないばかりでなく、これがいかに取り行われたのか、こと細かに中央へ報告する義務もうまれた。外部との接触のおりには、幕藩体制内部からの監視のまなざしを意識しつつ、然るべく振る舞うことが強く求められていた。

ことほどさように、異国とのコンタクトの現場を考えるさい、こちら側とあちら側の拮抗と調停の問題とともに忘れてならないのは、どのような報告の義務が誰に対して生じているかという問題である。政治的にまったくニュートラル（中立）であるような地域は存在しないし、異国人との出会いにおいて、まなざしはこちら側とあちら側から左右対称に交錯しているわけではない。異邦人と対面している琉球の高官たちが本当に意識しなくてはならなかったのは、むしろ背後で控えている薩摩の役人たちの存在であった。崎浜との面会を求めるベッテルハイムの手紙が、表向きは王府総理官宛でありながら、実は彼の琉球伝道記録を手にするようになる英国の読者たちや政府の役人たちのことを強烈に意識して書かれていたのと同じことなのである。

これは首里王府が薩摩にまったく隷従して (subject to) いたにすぎないということではなく、むしろ説明責任を引き受ける主体 (subject) として一定の自律性を獲得していったということでもある。監視の下、儀礼が全面に押し出されると同時に裏舞台では秘密が蓄積されるようになり、組織ぐるみの隠蔽がコード化されていくだろう。近世の琉球の「主体化」を考えるさいには、こうした薩摩への従属のもたらす反射的效果についても忘

れてはならない。幕藩体制の下、首里王府は自律権を留保するかわりに、さまざまな不祥事の責任も担わされるようになっていた。キリスト教禁令を骨子とする国防システムについては、琉球においては監視や報告のシステムが形式化・儀礼化していき、宣教師のフォルカードやベッテルハイムの滞在を認めたことでついに大きく後退してしまうのだが、その中であって、琉球の役人たちは現場の説明責任を果たすため、目の前で行われていることが「布教」ではないという体裁を整えることに血道を上げるのであった。ベッテルハイムの行くところ、いたるところに「密偵」をはりつけ、滞在する護国寺詰めの包丁人から頻繁に事情聴取を行い、売り買い関係が生じないよう食料や日曜品の公費調達を怠らず、さらにベッテルハイムが人々に手渡す小冊子や小銭は残らず回収し、後に突き返している。

こうした鵜の目鷹の目の監視体制の下で、崎浜はひとり「イエス様は真実だ！」と叫んでいたのである。決してあってはならないことが起こっていた。琉球人たち、いや日本人全てにとって、異国とのコンタクトの現場において、ついに不測の歴史的ハプニングの起こりうる事態が出来し始めていたのである。

この論文は、科学研究費助成事業・基盤研究(B)「交錯するまなざし——琉球・沖縄をめぐる欧米のトラベルライティングの総合的研究」(研究代表者・山里勝己、2012年~2014年)による研究成果のひとつである。

## 注

- 1) 以下、本文括弧内の典拠明記において、『琉球王国評定所文書』については頁数の前に、巻番号のみを示す。
- 2) 梅木[第4巻7頁]は、近世初頭、薩摩藩では家老座のことを「評定所」と呼んでいたことから、その名称がこの時期、改革を迫られた琉球の統治秩序に取り入れられたと見ている。
- 3) 「英国海軍琉球伝道会」(Loochoo Naval Mission)と呼ばれ、実際に海軍関係者が多く関わっていたが、正式な軍の組織とはいえないため、ここでは誤解を避けるため「琉球伝道会」と表記する。
- 4) ベッテルハイムの日記には、“I could not but feel deepest compassion & indignation”とある[ジェンキンズ 2005: 413頁]。
- 5) ベッテルハイムの日記には、“Thus only is it possible he should be left where he is till a ship arrive, when, I think, his case will not fail to rouse Christians to efforts for his rescue”と記されている[ジェンキンズ 2005: 416頁]。
- 6) 玉木を参照[第4巻237頁]。『旧琉球藩評定所書類目録』には、崎浜の事件の発生した道光30年(1850年)の「暎人逗留付那覇二而之日記」として「第1450号」「第1451号」「第1452号」「第1461号」の4点があげられているが、残念なことにはいずれも残っているのは表題のみである[1989: 91頁]。
- 7) この手紙の英文は、ジェンキンズ[2005: 454-55頁]を参照されたい。
- 8) ベッテルハイムによる1852年7月24日付の日記[ジェンキンズ 2012: 152頁]によれば、この頃まで4折版の中国語・日本語並訳『マタイによる書』が琉球人の通事たちの手で清書されていた。同年9月20日付の項目によると、若い通事たちはこうした作業につき年長の人々への「良心の呵責」(conscientious scruples)を感じ、何週間もベッテルハイムのもとへ現れなかつ

たと言いつている [ジェンキズ 2012: 170 頁]。10 月 18 日の記録によると、ひとりの通事  
がやってきて、上級役人たちではなく、自らの意志でもうキリスト教とは関わりたくないと明  
言している [ジェンキズ 2012: 180 頁]。

- 9) ベッテルハイムの日記では、“No doubt, it will, under divine Providence, work as powerful means  
in the opening of Japan” となっている [ジェンキズ 2005: 527 頁]。
- 10) この表現は、クリフォードがベッテルハイムに書いた 1846 年 4 月 28 日付の手紙 [University  
of Birmingham Special Collections, Records of the Loochoo Naval Mission, A 4/1] にみられる。
- 11) London Missionary Society (LMS) は、1795 年の設立当初は、さまざまな宗派を統合した組織  
を目指し、「ザ・ミッショナリ・ソサエティ」(The Missionary Society) と呼ばれ、国教徒ばかり  
でなく非国教徒 (dissenters) も加え、さらにカルヴァン派やアルミニウス派、バプテスト、幼  
児洗礼派の人々も含まれていたようであるが、1820 年ころまでにはもっぱら衆派教会の宣教  
活動機関となっていた。これに対して、国教会内部の福音主義者たちのために設立された組織  
が「アフリカ東洋宣教協会」(Society for Missions to Africa and the East) で、これが 1812 年以降  
Church Missionary Society と呼ばれるようになった。Stanley を参照 [1990: 56-57 頁]。
- 12) Barker [2007: 92 頁] によれば、1797 年に LMS が宣教師として太平洋に送った人々のほとん  
どは叙任を受けていない平信徒であることがおおかったが、叙任された聖職者に伴われていた  
ので、ベッテルハイムの場合よりも有利であったろう。
- 13) 最初に洗礼を受けたのは「ンタシ」(Ntashi) という男で、1852 年 3 月 25 日のことであつた  
が、その背景には「もう崎浜のように洗礼を受けないまま信者を死なせたりしない」という  
ベッテルハイムの決意があつた [ジェンキズ 2012: 74-76 頁]。
- 14) Charles James Blomfield (1786-1857) は、1828 年から 1856 年までロンドン主教を務め、英国  
国教会の改革を推進した。
- 15) ベッテルハイムは、“there is scarcely any possibility here for a missionary to work, and, in fact, no  
possibility for a foreigner to live here as a settler, and this (to the best of my judgment) I cannot other-  
wise, is owing in a great measure to want of tact & skill in the management of the mission” と記してい  
る [ジェンキズ 2005: 320 頁]。
- 16) この極めてデリケートな事件の扱いに関しては、シャドウェル艦長も、調査にあたっていた  
メドウズ氏も、王府側に有利に解釈するつもりでいたし、ベッテルハイムの方でも崎浜の死か  
ら 1 年も過ぎようとしていたこの頃までにはだいたい冷静になっており、「琉球との間に重大事  
をもたらすかもしれない非難」(“a charge which . . . might bring on a war against [sic] serious ques-  
tion with Loochoo”) を避け、「英国政府への訴状でとりあげておいた以上の詳細については立ち  
入らなかつた」(“did not enter upon more detail in the matter than was already given in my petition to  
the British government”) と記している [ジェンキズ 2012: 37 頁]。
- 17) 18 世紀の後半から明治維新のころまで 4 回にわたって起きた「浦上崩れ」は、明治維新の直  
前の 1865 (元治 2) 年に始まるが、維新政府へ「申し送り」となつた後の「4 番崩れ」がもっと  
も徹底的でむごたらしいものであつた。
- 18) 高良の詳細な論考「八重山キリシタン事件の再検討」及び「八重山キリシタン事件の真相」  
を参照されたい。以下の概要については、『沖繩大百科事典』(沖繩タイムス社、1983 年) の  
「大与座」[上巻 384 頁]、「宗門改」[中巻 378-79 頁]、「人数改」[下巻 140 頁]、「八重山キリ  
シタン事件」[下巻 692 頁]、「ルエダ神父」[下巻 972 頁] も参考にした。
- 19) この「与人」と呼ばれる人物については、永将の弟の永定とされてきたところ、家譜では大  
浜間切崎原村の与人であり、事件後も生存したとされるため、「一体誰れなのか大きな問題で  
ある」という [大浜 104-105 頁]。
- 20) 「八重山キリシタン事件」『沖繩大百科事典』下巻、692 頁。
- 21) 琉球における宗門手札改の詳細な実施状況については、金城に詳しい [2002: 471 頁]。
- 22) この案書で、過去の事例として触れられているのは、1803 (享和 3) 年にやつてきたという  
「孟牙利」(ハンガリーのことか)、1816 (文化 13) 年の英人バジル・ホール一行、1832 (天保 3)



年のギュツラフ (Charles Gutzlaff) 一行、1837 (天保8) 年のウィリアムズ (Samuel Wells Williams) を載せたモリソン号 (Morrison)、そして前の年 (1843 年) からこの年にかけて八重山島や宮古島を調査していたサマラン号 (Samarang) の英人ベルチャー (Edward Belcher) である。

- 23) 西里によれば、この「琉球ノ処分」の方針は「五代秀堯個人の思いつきではなく、薩摩藩中枢部の時局認識と用意周到な対応策を反映している」のみならず、実際に「1850 年代を通じて、琉球問題をめぐる薩摩藩の対応は基本的に『琉球秘策』のなかの方針に沿って展開している」という [2005: 119 頁]。
- 24) 評定所文書の描いているのは、ある西洋人宣教師をめぐる琉球の、ある意味で退屈な日常のひとつコマひとつコマである。しかし、たとえば、反キリスト教国・日本の一部と考えられていた琉球で、次の 1847 年 3 月 15 日付の記録にあるようなことが行われ、これが極めて当然のように薩摩の在番役人へ報告されているのは、実に驚くべきことであるといえる。

本文、御仮屋方江も御届申上させ候様、大和横目屋嘉部里之子親雲上を以申上させ候也。

昨日暎人妻誕生日を祝、通事共招ニ付罷出候処、碗之物五ツ・から肴拾一・菓子三色・休等馳走有之、通事共より蠟二丁・花ふるう一重・素めん一重・焼酎壺瓶差贈候付致受納候段、通事共申出候。此段致問合候。以上。

正月廿九日

識名親方

恩河親雲上

[第3巻 1989: 164 頁]

宣教師の妻の誕生日を共に祝うというのは、キリシタン禁制によって支えられていた江戸の均質な政治空間からするときわめて奇異な内容のものなのであるが、ここで改めて、公儀の大禁に触れる内容のことが、極めてありふれた口調で報告されているということに留意したい。

- 25) 「是迄之通御使者被差遣候節々悉ク奉伺御差図被仰付候上者、於御当地何歟時宜取計も難仕、且右様御尋之節御返答向差支候儀も可致出来、以来之儀御使者被差遣候節先例等委ク相糺、御役格・御招請沙汰等類例有之候ハ、伺ニ不及様可被相心得候」 [第2巻 1989: 557 頁]。
- 26) 近世を通して首里王府は司法上、一定の自治権を回復していったと、豊見山は指摘している。1611 (慶長16) 年9月、島津家久は、首里王府の三司官に対して、大和への不満や反感を抱く分子に対する監視と報告を怠らないこと、さもなければ三司官たち本人を処罰の対象とすることを通告している [2004: 171 頁]。豊見山は、江戸初期においては「王府裁判権が容易に否定、覆されること」もあり [175 頁]、場合によっては「王府は、薩摩藩の指揮の下に刑罰執行機関のように行動していた」と説明している [187 頁]。ところが、1670 年 (寛文10 年) ころになると、薩摩に裁定を変更するよう働きかけたり、刑の減免を引き出したり、執行を回避するよう願ひ出たりするようになるという。「弱体な王府裁判権の段階から、やがて様々な理由を設けて裁判権への介入を容易に受つけない、主体性を強める段階へと成長してゆく」と豊見山はいう [191 頁]。
- 27) 幕府への嘆願書中で、島津斉彬は「西洋人共利害を説示し、琉球人共之人氣致一変候儀共有之候而は、一大事之訳ニ候間」云々、と案じている [島津斉彬文書刊行会編 1959: 23-26 頁]。

## 参考文献

- 上原兼善 (2001) 『幕藩制形成期の琉球支配』吉川弘文館、東京。
- 梅木哲人 (1990) 「評定所の機構と評定所文書」『琉球王国評定所文書』第4巻、6-37頁、沖縄。
- 小野まさ子 (1989) 「11 案書 (道光27年) 1385号 解題」『琉球王国評定所文書』第2巻、525-28頁。
- 大浜永亘 (1988) 『嘉善姓1門と八重山歴史』先島文化研究所、沖縄。
- 鎌田出、伊藤陽寿 (2016) 「1840年代—50年代における琉球帰属問題——フランス・アメリカの琉球認識と琉球・薩摩・幕府の対応からみる——」『至誠館大学研究紀要』第3巻、1-18頁、山口。
- 紙屋敦之 (1999) 「東アジアのなかの琉球」『沖縄文化研究 法政大学沖縄文化研究所紀要』第25

- 号、7-24 頁、東京。
- 川本静子 (1994) 『ガヴァネス (女性家庭教師)——ヴィクトリア朝の〈余った女〉たち——』中央公論社、東京。
- 金城善 (2002) 「近世琉球における戸籍制度の一端——宗門手札改と『人数改帳』、そして人別改と『頭数帳』について——」『琉球・アジアの民俗と歴史——比嘉政夫教授退官記念論集——』榕樹書林、沖縄。
- 黒田安雄 (1983) 「「琉球秘策」について」『愛知学院大学文学部紀要』第 13 号、93-82 頁、愛知。
- 五野井隆史 (2013) 『日本キリスト教史』吉川弘文館、東京。
- ジェンキンズ、A・P 翻刻・編集 (2005) 『The Journal and Official Correspondence of Bernard Jean Bettelheim 1845-54 Part I (1845-51)』沖縄県史資料編 21、沖縄県教育委員会、沖縄。
- ジェンキンズ、A・P 翻刻・編集 (2012) 『The Journal and Official Correspondence of Bernard Jean Bettelheim 1845-54 Part II (1852-54)』沖縄県史資料編 22、沖縄県教育委員会、沖縄。
- ジェンキンズ、A・P (2011) 「ベッテルハイムに対する琉球庶民のポジティブな反応」講演資料 (浦添市ベッテルハイム誕生 200 年記念、2011 年 6 月 4 日)。
- 島尻勝太郎 (1988) 『琉球王国評定所文書』第 1 巻、6-14 頁。
- 島津斉彬文書刊行会編 (1959) 『島津斉彬文書』上巻、吉川弘文館、東京。
- 高良倉吉 (1980) 『沖縄歴史論 序説』三一書房、東京。
- 高良倉吉 (1981) 『沖縄歴史への視点』沖縄タイムス社、沖縄。
- 高良倉吉 (1988) 「7 案書 (道光 24 年) 1327 年 解題」『琉球王国評定所文書』第 1 巻、375-376 頁。
- 高良倉吉 (1989) 「評定所文書をめぐる状況」『旧琉球藩評定所書類目録』浦添市教育委員会、130-35 頁。
- 田名真之 (1990) 「暎人より差出候文及暎人江差遣候文之大意 解題」『琉球王国評定所文書』第 6 巻、49-54 頁。
- 玉木順彦 (1990) 「暎人逗留付那覇二而之日記 解題」『琉球王国評定所文書』第 4 巻、pp. 237-40 頁。
- 豊見山和行 (2004) 『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館、東京。
- 西里喜行 (2005) 『清末中琉日関係史の研究』京都大学学術出版会、京都。
- 真栄平房昭 (1990) 「琉球王国評定所文書に関する基礎的考察 (前近代における南西諸島と九州との関係史的研究)」『九州文化史研究所紀要』第 35 号、pp. 185-203 頁。
- 真栄平房昭 (1996) 「琉球の海外情報からみた東アジア」『琉球王国評定所文書』第 12 巻、5-21 頁。『八重山島年来記』沖縄県立図書館所蔵。
- 琉球王国評定所文書編集委員会 (1989) 『旧琉球藩評定所書類目録』浦添市教育委員会、沖縄。
- 琉球王国評定所文書編集委員会 (1988) 『琉球王国評定所文書』第 1 巻、浦添市教育委員会、沖縄。
- 琉球王国評定所文書編集委員会 (1989) 『琉球王国評定所文書』第 2 巻、浦添市教育委員会、沖縄。
- 琉球王国評定所文書編集委員会 (1989) 『琉球王国評定所文書』第 3 巻、浦添市教育委員会、沖縄。
- 琉球王国評定所文書編集委員会 (1990) 『琉球王国評定所文書』第 4 巻、浦添市教育委員会、沖縄。
- 琉球王国評定所文書編集委員会 (1990) 『琉球王国評定所文書』第 6 巻、浦添市教育委員会、沖縄。
- 琉球王国評定所文書編集委員会 (1996) 『琉球王国評定所文書』第 12 巻、浦添市教育委員会、沖縄。
- 渡辺美季 (2013) 『近世琉球と中日関係』吉川弘文館、東京。
- Bettelheim, Bernard Jean. (June, 1852) "A Martyr at Loo Choo," *The Wesleyan-Methodist Magazine*, 8, pp. 557-58, *British Periodicals*.
- Barker, John (2007) "Where the Missionary Frontier Ran Ahead of Empire," Norman Etherington ed., *Missions and Empire*, pp. 86-106, New York, Oxford UP.
- Beasley, W. G. (1995) *Great Britain and the Opening of Japan 1834-1858*, Kent: Japan Library.
- Fletcher, Robert S. G. (2010) "'Returning Kindness Received'?: Missionaries, Empire and the Royal Navy in Okinawa, 1846-57," *English Historical Review*, 125.514, pp. 599-641.

Stanley, Brian (1990) *The Bible and the Flag*, Leicester: Inter-Varsity Press.

---

## B. J. Bettelheim's Ryukyu Mission and Its "Martyr": The Issue of Autonomy in the Contact-zone Kingdom

HAMAGAWA Hitoshi

This essay is an attempt to approach the issue of autonomy in early-modern Ryukyu under Satsuma rule, by focusing on the function of reporting on two sides of a cross-cultural encounter: the reports by Bettelheim and by the Ryukyuan royal authorities. It is suggested that reports do not describe events straightforwardly, but in reality mirror the ingenuity of the compilers who work tactfully with the procedural manuals in order to justify their stances and ensure their survival. A case in point is the reporting of the death of a young Ryukyuan Sachihama, a turning point in Bettelheim's mission, occurring in the midst of his Ryukyuan sojourn. His recording and reporting on Sachihama's "martyrdom" offered him not only an opportunity to encourage the British government to reconsider its foreign policy towards Japan, but also an opportune occasion to suggest that the Loochoo Naval Mission committee had been mishandling his mission. On the Ryukyuan side, an official comment on the same event found in the surviving *Hyōjōsho Monjo* records shows Sachihama's case to have been downplayed. This paper draws readers' attention to the act of a cover-up, i.e., part of an ongoing effort on the part of the senior Ryukyuan officials to sustain their legitimacy and polity under Japan's "closed-door" policy.

---